

（中表紙）「慶安御触書」（釈文）

一 公儀御法度を恐れ、地頭代官の事を

おろそかに存せず、扨又名主組頭をバ真の

親とおもふべき事

一名主・組頭を仕る者、地頭代官の事を大切に

存し、年貢を能済し

公儀御法度を背かず、小百姓身もちを

能仕るやうに申渡すべし、扨又手前の身上